

○世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の施行及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則

平成30年3月6日規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、世田谷区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第1項に規定する事業所（以下「指定居宅介護支援事業所」という。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(管理者が従事することができる職務)

第3条 条例第6条第3項ただし書の規則で定める職務は、同条第1項の管理者が管理する指定居宅介護支援事業所（条例第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員の職務又は当該指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合にあっては、他の事業所の職務とする。

(電磁的方法)

第4条 条例第7条第5項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 条例第7条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第7条第1項に規定する重要事項（以下「重要事項」という。）を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（同条第5項に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は同条第8項に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあっては、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを受け付ける方法

2 条例第7条第7項に規定する規則で定める電磁的方法の種類及び内容は、次のとおりとする。

(1) 前項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方法

(利用者に関する区市町村への通知)

第5条 条例第19条の規則で定める場合は、正当な理由なしに介護給付等対象サービス（法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスをいう。）の利用に関する指示に従わないと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第5条の2 条例第24条の2の規則で定める措置は、次のとおりとする。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、これを行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(苦情処理)

第6条 指定居宅介護支援事業者は、区市町村からの求めがあった場合には、条例第29条第3項の改善の内容を区市町村に報告しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた法第41条第1項に規定する指定居宅サービス又は法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情について国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）について国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（記録の保存期間）

第7条 条例第32条第2項の規則で定める期間は、指定居宅介護支援の提供の完結の日から2年間とする。

（準用）

第8条 第3条から前条までの規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第3条中「条例第6条第3項ただし書」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第6条第3項ただし書」と、第4条第1項中「条例第7条第5項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第7条第5項」と、「条例第7条第1項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第7条第1項」と、「同条第5項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第7条第5項」と、「同条第8項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第7条第8項」と、第4条第2項中「条例第7条第7項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第7条第7項」と、第5条中「条例第19条」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第19条」と、第5条の2中「条例第24条の2」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第24条の2」と、第6条第1項中「条例第29条第3項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第29条第3項」と、前条中「条例第32条第2項」とあるのは「条例第33条第1項において準用する条例第32条第2項」と読み替えるものとする。

（指定の申請等）

第9条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条第1項第14号のその他指定に關し必要と認める事項は、居宅介護サービス計画費の請求に関する事項とする。

2 区長は、法第79条第1項の規定による申請があった場合において、同項の規定により指定をしたとき又は同条第2項の規定により指定をしないときは、当該申請をした者に対して、指定居宅介護支援事業所の指定に関する決定通知書（第1号様式）により通知するものとする。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に前項の規定による通知を掲示しなければならない。

(指定の更新の申請等)

第10条 区長は、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定による指定の更新の申請があった場合において、法第79条の2第4項において準用する法第79条第1項の規定により指定の更新をしたとき又は法第79条の2第4項において準用する法第79条第2項の規定により指定の更新をしないときは、当該申請をした者に対して、指定居宅介護支援事業所の指定の更新に関する決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 前条第3項の規定は、指定の更新について準用する。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日規則第80号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月9日規則第35号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月5日規則第9号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。